

平成28年度
第3回愛知県障害者施策審議会
ワーキンググループ 会議録

平成28年7月14日（木）

愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ

平成28年度 第3回愛知県障害者施策審議会 ワーキンググループ

会 議 録

1 日時

平成28年6月2日（木） 午後2時から午後4時30分まで

2 場所

愛知県自治センター6階 602・603会議室

3 出席者

岩間構成員、岡田構成員、亀井構成員、黒田構成員、高橋座長、西尾構成員、服部構成員、
牧野構成員、宮川構成員、安田構成員、山本構成員、吉川構成員

（事務局）

障害福祉課長 ほか

4 開会

ただ今から平成28年度第3回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを開催させていただきます。

開催にあたりまして、植羅障害福祉課長から御挨拶申し上げます。

5 課長挨拶（植羅課長）

愛知県の健康福祉部障害福祉課長の植羅でございます。

皆様方には、大変お忙しいところ、本日の第3回ワーキンググループに御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から県の障害者施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日の議題は、次第にありますとおり「条例要綱（試案）について」になります。

先月23日に開催いたしました前回ワーキンググループでいただいた御意見を踏まえ、事務局で作成しました「条例要綱（試案）」についてお示しさせていただきました。

本日のワーキンググループで試案に対する御意見をいただき、いただいた御意見を踏まえて修正を加えたものを、7月28日開催の第2回障害者施策審議会におきまして、御審議していただきたいと考えております。

構成員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を賜り、実りある会議となりますようお願い申し上げます。簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。

6 傍聴及びホームページへの掲載についての報告

続きまして、傍聴及びホームページへの掲載による報告をさせていただきます。

この会議は、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領及び本ワーキンググループの傍聴に関する要領により、公開としております。

6月30日（木）から県のホームページで、ワーキンググループの開催のお知らせをしており、本日の傍聴は4名でございます。

傍聴の方をお願い申し上げます。お手元の傍聴人心得を守り、静粛に傍聴していただきますよう、お願いいたします。

7 資料確認

次に、事前に皆様にお送りしております、本日の資料の確認をさせていただきます。

まず、A4判で、会議の次第、出席者名簿、配席図、ワーキンググループ設置要領でございます。続いて、A3判で、資料が2枚、参考資料が3枚となっております。

不足等がございましたら、お申し出ください。

なお、本会議の資料につきましては、後日、ワーキンググループ構成員以外の愛知県障害者施策審議会委員に送付させていただきます。御意見をいただきたいと存じます。

本会議では、手話通訳、要約筆記、通訳・介助の方に御協力をいただきながら進行してまいります。各委員におかれましては、机上配付の「委員の皆様へのお願い」のとおり、御発言にあたりましては、マイクを御利用いただき、御発言の前には、「団体名」と「名前」をよろしく申し上げます。また、御発言はゆっくりと大きな声でしていただき、御発言が終わりましたら「以上です。」と伝えていただきますよう、お願いいたします。

それでは、この後の会議の進行につきましては、愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ設置要領第2条に基づき、座長である高橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

8 座長挨拶

本日は、お忙しい中、ワーキンググループに御出席いただきまして、ありがとうございます。

本ワーキンググループは、「手話言語その他の意思疎通のための手段の普及に関する条例(仮称)」について検討を行うため、設置された会議であります。

先回のワーキンググループにおいて、皆様から条例構成について様々な御意見いただきました。

本日は御意見いただいた条例構成の内容を踏まえ、事務局が作成した条例要綱（試案）の内容について御意見を伺い、ワーキンググループとしての要綱案を取りまとめることとなります。

構成員の皆様方には、言葉や内容についてお分かりになりにくいことがあれば、手を挙げるなどしていただき、質問していただきたいと思っております。そして、御遠慮なくお考えを言っていただきまして、会議が充実したものとなりますようお願い申し上げます。

9 事務連絡

では、次第に沿って議事を進めてまいります。本日の会議の終了時刻は、16時を予定しておりますので、御協力よろしく申し上げます。

それで、議題「条例要綱（試案）について」事務局から御説明をお願いします。

10 議題 条例要綱（試案）について

障害福祉課 岡田主査

議題に入る前に、2点御連絡がございます。

まず、1点目についてです。第2回ワーキンググループの資料を、愛知県障害者施策審議会委員に送付したところ、御意見の提出がありましたので、御報告させていただきます。

御意見の御提出があったのは、愛知県聴覚障害者協会事務局長の水野委員からです。

内容については、障害者基本法に手話は言語であるとの規定があるにもかかわらず、社会には普及されていません。手話を母語として使用しているろう者の理解が進んでいないという現状がありますので、ぜひ第1条に規定し、手話は言語であるとの認識を獲得した上で、第2条に障害者全体のコミュニケーション保障と理解の促進について記載していただきたい。日本語と手話言語を一緒にスタートしないとコミュニケーションにつながらない。手話言語は、社会的に認識が薄いので、日本語と同等に扱っていただきたいというものでした。

次に、2点目についてです。事前送付させていただいた資料については7月8日現在のものであり、本日机上配付させていただいた7月14日現在のものが正式な資料となります。

それでは、資料の説明に移らせていただきます。

まず、名称については、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する条例」であります。

次に、前文（骨子）については、1つ目として、地域で生活していくためには、障害の有無にかかわらず互いに意思を伝え、必要とする情報を取得し、利用できることが重要となるが、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を選択し、いつでも利用できる状況にはなっていない。

2つ目として、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を選択し、利用する機会を広げていくためには、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を知り、コミュニケーション支援を行う者の育成を図り、コミュニケーション手段等を利用しやすい環境づくりを進めていく必要がある。

3つ目として、特に、手話はこれまで言語として認められず、周囲の人が話す言葉を聞くことが困難な者が、手話及び日本語を獲得することが十分にできない状況にあった。障害者基本法の改正、障害者の権利に関する条約の批准により、手話が言語として位置づけられたが、物事を考えコミュニケーションを図り、知識を蓄え、文化を創造するために受け継がれ、発展してきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現される独自の体系を有する言語である手話の普及は十分とは言えない状況にある。

4つ目として、また、通常利用できるサービスの利用が困難となる大規模災害時においては、障害者に的確に情報を伝え、必要な支援につなげていく必要がある。

5つ目として、更に、愛知県障害者差別解消推進条例の施行に伴い、障害者とのコミュニケーション手段等に対する県民の理解を深めていく必要がある。

6つ目として、私たちは、このような認識を共有し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、この条例を制定する。これが前文（骨子）になります。

次に、総論であります。第1「目的」としまして、この条例は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進を図るため、基本理念を定め、県の責務、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、施策の基本的事項を定め、もって全ての県民が、障害の有無にかかわらず互いを理解し、安心して生活できる共生社会の実現に資することを目的とする。

次に、第2「定義」としまして、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。①として、障害者について、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいうと定義します。次に、②として、コミュニケーション手段等について定義します。アとしまして、手話、要約筆記等の文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、平易な表現、音訳、筆談、代筆及び代読その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段。イとしまして、コミュニケーションを図ることに必要な便宜を図るための重度障害者用意思伝達装置等その他の障害者が他人との意思疎通を図るための用具と定義してまいります。

次に、第3「基本理念」としまして、1つ目として、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進は、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

2つ目として、手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であって、手話により日常生活又は社会生活を営む者が知的で心豊かな社会生活を営むために受け継いできた文化的所産であることを認識し、行われなければならない。

3つ目として、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進は、全ての人が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用することの重要性を認めるとともに、その選択の機会の確保及び利用の機会の拡大を図られることを旨として行われなければならない。

続いて、「責務及び役割」であります。第4「県の責務」としましては、1つ目として、県は、基本理念にのっとり、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2つ目として、県は、市町村と連携を図りながら協力して、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策の推進に取り組むものとする。

次に、第5「県民の役割」としまして、1つ目として、県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2つ目として、手話に係わる者は、自主的に手話言語の普及に努めるものとする。

次に、第6「事業者の役割」としまして、事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用に配慮したサービスの提供、働きやすい環境の整備その他障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

続いて、「計画の策定等」であります。第7「計画の策定及び推進」としまして、1つ目、県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第11条第2項に規定する障害者のための施策に関する基本的な計画において、次に掲げる事項について定めるものとする。①として、手話言語の

普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策についての基本的な方針。②として、前号に掲げるもののほか、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項。

2つ目として、県は、前項に規定する施策を推進するに当たっては、愛知県障害者施策審議会の意見を聴くものとする。

続いて、「基本的な施策」であります。まず、第8「啓発及び学習の機会の確保」でございます。1つ目として、県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進を図るため、手話が言語であることに関する事項、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用方法その他障害の特性に応じたコミュニケーション手段等に関し必要な事項について啓発を行うものとする。

2つ目として、県は、県民が障害の特性に応じたコミュニケーション手段等に対する理解を深めることができるよう、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を学ぶ機会を確保するよう努めるものとする。

次に、第9「人材の養成等」としまして、県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用した意思疎通を支援する者の養成その他必要な措置を講ずるものとする。

次に、第10「情報発信」としまして、1つ目として、県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

2つ目として、県は、障害者が災害時において必要な情報を取得できるよう、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

次に、第11「学校における対応」としまして、1つ目として、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用を必要とする児童又は生徒が通学する学校の設置者は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等に関する教職員の技能の向上に努めるものとする。

2つ目として、手話により日常生活又は社会生活を営もうとする児童、生徒が通学する学校の設置者は、手話が言語であることの理解を深めるため、児童等に対し学習指導要領の範囲内で手話に関する学習の機会の提供並びに児童等の保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努めるものとする。

次に、第12「事業者への支援」としまして、県は、関係団体と協力して、事業者が行う障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する活動を推進するため必要な情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

次に、第13「コミュニケーション手段等に関する調査」としまして、県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策の策定並びに実施に必要な情報の収集等の調査に努めるものとする。

次に、第14「財政上の措置」としまして、県は、手話言語の普及及びコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

最後に、四角で囲っている部分でございますが、協議の場として、愛知県障害者施策審議会に新たに、「障害者コミュニケーション部会」を設置することとします。これは、愛知県障害者施策審議会条例の一部改正により対応します。改正の内容としまして、1「専門委員の設置」として、(1)

審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。(2) 専門委員は、学識経験のある者、障害者並びに障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者のうちから知事が任命する。(3) 専門委員の任期は、2年とする。(4) 前項の専門委員は、再任されることができる。

次に、2「専門部会の設置」として、(1) 審議会にその所掌事務に係る専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。(2) 専門部会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。(3) 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。(4) 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の経過及び結果を会長に報告する。(5) 専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

説明は以上になります。

高橋座長

ありがとうございました。

前回のワーキンググループにおける皆様の御意見を踏まえて、この条例要綱（試案）を作っていました。この案について、これから検討を進めてまいりたいと思っています。ついては、一括して全部というのは議論が散漫になりますので、項目に沿って、順次御意見をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

では、最初に、条例の名称について、これでよろしいか皆様の御意見を伺いたいと思います。

服部構成員

名称についてですが、前のお話では、「及び」とカナ文字を使えないということでしたので、前回と比べ前進したような気がしますので、評価したいと思います。

ただ、手話言語という部分とコミュニケーションという部分がしっかり分かれているかが少し引っかけます。懸念の意味を込めて、意見として出させていただきたいと思います。

私としましては、「手話言語及び豊かなコミュニケーション条例」というシンプルな分かりやすい名称の方が良いのではないかと思います。

黒田構成員

この条例の正式名称ですが、長ったらしいという印象を受けます。

一般の方々に、この名称を浸透させるのは難しいかなと思います。差別解消に関する愛知県の条例は、他の都道府県の条例名に比べて少し短いです。また、愛知県障害者差別解消推進条例と漢字ばかりを使っているという点で、少し特徴的になっていて、先駆的で良いと思いました。しかし、今回の条例は、他県の条例と同じように長いですので、普及を考えますと、もう少し短くした方が良いと思います。

では、具体的にどう短くするのかについてですが、先程、服部構成員から出された名称は略称として使うのは良いと思いますが、正式名称としては、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段を促進する条例」が良いと思います。

そして、もう1つ。7月8日現在の事前に配付された資料と本日いただいた7月14日現在の資料では、名称が微妙に異なっています。コミュニケーション手段に「等」が付いているか付いてい

ないかです。具体的に、何をイメージして「等」を付けたのか伺いたいと思います。

服部構成員

ただいま黒田構成員から略称としてなら良いという御意見がありましたが、私としましては、略称ではなく、正式名称で言ったつもりですので、よろしくお願いします。

安田構成員

基本的には、このようなまとめ方もあるかと思います。

しかし、私は、手話言語やろう者に対する理解があって初めて普及がある。あるいは、障害のある方や障害の特性を理解して初めて手段の利用があると思います。ですから、黒田構成員がおっしゃられるように、長い条例名は良くないかと思いますが、例えば、手話言語の理解普及とか、あるいは、障害の特性の理解に基づくコミュニケーション手段とかそういったニュアンスがどこかにあると良いのではないかと思います。

高橋座長

3人の方から御意見をいただきました。

服部構成員は、基本的にはこの条例名で良いのだが、もう少し表現を変えてみたらどうかということ。

黒田構成員は、もう少し短い方が良いのではないかと。あと、「等」の表現について、よく分からないので、御説明いただきたいということ。

最後に、安田構成員は、理解という視点が必要なのではないかと。長くなるが、入れてみてはどうかということでした。

では、事務局の意向を聞いてみたいと思いますので、事務局からお願いします。

障害福祉課 柴田補佐

条例の名称ですが、かなり長くて分かりづらいということでした。この点については、やはり名称から手話は言語であると認めたものであるということと、手話言語条例とコミュニケーションの条例の2つの要素があることが分かるようなものにしようとする、このぐらいの長さになってしまうのではないかと思います。

また、前回から変わった点としまして、「意思疎通」が「コミュニケーション」に変わったことがございます。これは、広く県民の方に、条例の名称で内容を理解していただくよう、より分かりやすい表現に変更したところでございます。

次に、「等」の表現について、第2の定義にも出てきますが、手話、要約筆記等の文字の表示、点字、その他意思疎通を図るための用具と、それぞれ具体的に明記しているところであり、法規担当課とも話し合った結果、ここには「等」を含めるべきであるとアドバイスをいただいたこともあり、入れさせていただいたところでございます。

以上、御理解をいただきたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

追加で、以前、御意見をいただきましたナカボツとカナ文字の取扱いについて説明させていただきます。

ナカボツについては、まだ使えるようにはなっていません。しかし、「コミュニケーション」というカナ文字については、中で色々検討をしまして、やはり意思疎通という言い方は分かりづらく、一般的にも、コミュニケーションの方が浸透しているということもあって、一歩前進したところでございます。

「等」についてですが、この第2の定義の②にコミュニケーション手段等の定義をしているのですが、アの部分は支援の手段、イの部分は支援の用具といった整理をさせていただいております。法務担当課と調整をしていく中で、最初は全てひっくめてコミュニケーション手段という判断でしたが、やはり用具は手段とは違うのではないかという解釈が出てきて、「等」を付けたという経緯があります。

牧野構成員

ただいまの説明を受けて、疑問が解けました。ありがとうございました。

条例の名称が長いので、私も読む際に、非常に困りました。

第2の定義に、①と②があって、②は更にアとイに分かれている。これまで、アとイの部分について疑問がありましたが、この説明で分かりました。私は、長くてもこの案で良いと思います。

高橋座長

ありがとうございました。他の方はいかがでしょうか。

前の案では「手話言語その他意思疎通のための手段の普及に関する条例」と非常に評判が悪かったのですが、今回の案は、手話言語とその他のコミュニケーションそれぞれに配慮した形になっていて、その点は皆様も評価していただいていると思います。

服部構成員

座長がおっしゃられるように、前回の名称に比べて、今回の名称は前進していると思いますし、コミュニケーションと付いている点についても非常に評価したいと思います。

けれども、これが条例となると、県民の皆様に御理解していただく必要があると思います。県民の皆様に知っていただくにも、このままの名称だとなかなか説明しにくいかなと思います。

ですので、ポイントがしっかりと入っていて、その上で、シンプルで説明がしやすい名称に変えた方が、本当の意味で、県民の皆様に普及できるのではないかと個人的に思います。

高橋座長

服部構成員と黒田構成員の御意見に共通しているのは、やはり長い、理解を進める面からは不適切であるので、もう少し単純明確な条例名称にはならないのかということだったかと思いますが、事務局いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

確かに、長いです。今まで、御議論いただいた中では、手話言語の部分とコミュニケーションの部分をしっかり分けてという御意見がございました。

また、様々な障害の特性に応じた条例にしてほしいといった御意見もございました。そういった御意見を踏まえ、混ぜ合わせた上で、条例案を作りますと、このぐらいの長さにはなるというのが正直なところであります。

ただ、障害者総合支援法も正式名称は非常に長いですが、それを略して、障害者総合支援法と呼んでいます。それと同じような形で、この条例についても略称を考え、略称を併記しながら、県民の皆様に理解していただけないかと考えております。

高橋座長

事務局としても長いことは重々承知していて、略称を用いて、普及啓発していくというお考えのようですが、皆様いかがでしょうか。

黒田構成員

略称を併記していただけるのであれば、略称で普及していくことができると思います。

本日の資料には略称の記載がありませんが、県としてはどのような略称をお考えなのでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

今ここで申し上げることは難しいので、皆様から御意見をいただきながら、検討してまいりたいと思います。

略称については、条例を県議会に提案するに当たって必要になるものではありませんので、条例を制定し、普及啓発に至るまでに、しっかりと御議論いただきながら検討してまいりたいと思います。

服部構成員

手話は言語であるということとコミュニケーションのポイントをしっかり押さえたものであれば、略称でも良いと思います。

障害福祉課 保木井主幹

それについては、今後御意見をいただきながら、しっかりと検討してまいりたいと思います。

略称となれば、今のような制約は少なくなる可能性もございますので、また案を作成し、法務担当課と調整をしてまいりたいと思います。

高橋座長

ありがとうございました。

では、このことについては、今後、審議会においてもしっかりフォローしていきたいと思います。他に、いかがでしょうか。

亀井構成員

ただいまの案では、「コミュニケーション手段」という言葉を使っておりますが、コミュニケーションという言葉は外来語なので、様々な意味がございます。

県としては、どのような意味で、この「コミュニケーション」という言葉を付けられたのか伺いたいと思います。意思疎通手段ですと、コミュニケーションより少し絞り込んだイメージがあります。「コミュニケーション」という言葉は、すごく柔らかくて、県民の皆様も理解しやすいとは思いますが、一方で、様々な意味を持つ外来語であるので、その辺りはどうなのかなと思いました。

障害福祉課 保木井主幹

「コミュニケーション」という言葉の元々のところは、障害者の権利に関する条約の中の和訳の中に、意思疎通という言葉がありまして、それが英文ではコミュニケーションという単語に充てられております。このため、これを根拠として、前回、意思疎通という言葉で示していた部分をコミュニケーションという言葉に置き換えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

高橋座長

様々な御意見をいただき、ありがとうございました。

基本的には、前回の議論を踏まえて、条例の名称は改善されたと。また、名称は長いけれど、略称を使って、普及啓発をしていくということでしたが、皆様これで御了承いただいたということでもよろしいでしょうか。

御意見もないということで、ありがとうございました。

では、次に、前文（骨子）に移りたいと思います。ここは、前回の案とあまり変わりありませんが、いかがでしょうか。

山本構成員

この文章について、特に言うことはないのですが、手話は言語と強く入っていることもありますので、点字は文字という言葉を入れていただけないでしょうか。

高橋座長

その通りですね。

では、具体的には、どのあたりに入れれば良いでしょうか。

山本構成員

個人的には、手話は言語と記載している部分のすぐ後ろに入れていただきたいと思いますが、手話は言語、点字は文字ということがしっかり分かれば、どこでも構いません。

高橋座長

ありがとうございました。

このことについて、事務局としてはいかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

構成を見ながら、どこに入れることができるのかを検討して、入れることができるようであれば、入れていきたいと考えております。

しかし、文のつながりもありますので、なるべく唐突感がないような形で、入れたいと考えております。なかなか文章力が試される部分ではございますが、検討させていただきます。

吉川構成員

本日の要綱（試案）の感想も含めて発言させていただきます。

個々の部分については、これで問題ないと思っておりますので、全体的な部分、特に失語症をこの条例の対象に含めていただけるとのことでしたので、失語症に関する部分について発言させていただきます。

私は言語聴覚士でもあるので、失語症、例えば、吃音やどもりのようなコミュニケーション障害の訓練にも携わっております。

この要綱（試案）を見させていただきまして、特に失語症の方々に対しては、実際に具体的な施策を行っていただけないと意味がないなと思いました。これだけの条文があるにもかかわらず、失語症の「失」の字も出てこないということです。条文の中には、様々な施策を行っていただけるような記載があるので、このとおりに施策を行っていただければ良いと思います。

失語症は、とてもマイナーなものです。また、吃音の方も吃音があることによって、就職することができなかったということが現実にはあります。財政上の措置を行うとありますので、予算を確保していただいた上で、理解の促進も含め、この要綱（試案）ある施策をしっかりと行っていただきたいと思っております。

高橋座長

重要な御指摘をいただきました。

個々の障害名が出てこないが、失語症や吃音も含めて、しっかりと対応してほしいといった御意見でありましたが、事務局としてはいかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

具体的な取組については、第8「啓発及び学習の機会の確保」のところに出てきますが、この啓発の中で、個々の障害には、どのようなコミュニケーション手段があるのかといったことを、各団体の皆様に御協力をいただきながら、リーフレット又はパンフレットを作成していく必要があると認識しております。なので、まずは、そこを入口と考えていただければと思います。

高橋座長

御意見のとおり、条例を作るだけでは足りません。このことについては、実効性のあるものとするために、今後、障害者計画の中で定めていくことになろうかと思っております。

また、後で御議論いただくとありますが、障害者コミュニケーション部会を愛知県障害者施策審議会の下に設置するということなので、その中で更に検討を進めていく必要があると思っております。

他に、いかがでしょうか。

服部構成員

前文のところで、手話は言語であるとした上で、コミュニケーションができるということですね。今の案ですと、3、4番目あたりに手話は言語であると記載されていますが、私としては、手話は言語であるという文言は最初の項目に持ってきた方が良いと思います。

他の団体の方は、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

高橋座長

どのあたりについて、お伺いしたいでしょうか。

お聞きしたいことが私には少し理解しにくかったのですが、もう少し具体的に教えていただけますか。

服部構成員

まず、手話は言語である。その上で、コミュニケーションが成り立つということもあります。

今は、情報コミュニケーションのことが冒頭に出ており、読み進めて、3番目ぐらいに手話は言語であると出てきます。けれども、手話は言語であると認めた上で、コミュニケーションがあるわけですので、3番目の項目を1番最初に持っていきたいという意見です。これに関して、他の団体の皆様の意見を伺いたいと思っております。

高橋座長

ありがとうございました。

事務局としては、前文について、今の項目順のとおり組み立てていきたいと考えておりますか。また、なぜ今の案で1つ目、2つ目の項目を先に持ってきたのか。その意図について御説明をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

前文の構成のイメージとしては、まず、障害者全体のコミュニケーションの現状認識をしていく。その次に、現状認識をしていく上で、特に手話については、その歴史的背景について認識していかなければならない。更にその次に、愛知県の個別の状況である大規模地震のことや差別解消推進条例の話をして、最後にこの条例制定の目的について書き込んでいくといったことを想定しています。

御意見のありました、手話は言語であるという記載を冒頭に持ってくるということについては、他の団体さんのお気持ちもあろうかと思えますし、やはり、まずは障害者全体のコミュニケーションをと思っております。

高橋座長

他の構成員の方の御意見も伺いたいとのことでしたので、どなたかいかがでしょうか。

黒田構成員

要綱全体を通して言えるのですが、そもそもこの黒い点は何のために付けているのでしょうか。

なぜかという、この前文にはきちんと段落がついておりますので、黒い点がなくても文章とし

て成立しているからです。なので、なぜ、段落が変わるごとに黒い点を付けているのか分からないのですが。

障害福祉課 保木井主幹

ここに記載しているのはエッセンスを抜き出したものでございます。

他の都道府県の条例ですと、もっと細かく書いてあったり、修飾語が付いていたりしています。それと同じように、条例に記載すること全てを本日の資料に書いてあるわけではありません。本日の資料では、前文に書いていくことのエッセンスについてのみ記載しております。ただ、エッセンスの箇条書きだけだと、なかなか意味が通じない部分もあろうかと思い、文章らしくして示させていただきます。

条例になりますと、本日の資料で、第1となっている部分が第1条となり、箇条書きで書いてある部分が、条数の後に続いて記載されることになります。あくまで、要綱ということでありまして、要旨ということ御理解していただきたいと思っております。

高橋座長

前文を構成する上で必要な6つの要点について、まとめており、それを箇条書きで表しているということですね。よろしいでしょうか。

黒田構成員

箇条書きのところが、条数になるということですか。理解が違いますか。

障害福祉課 保木井主幹

説明が足りずに申し訳ございません。条例になる時には、前文は1つのつながった文章になります。本日については、そのポイントについて抜粋したということです。

黒田構成員

文章表記の問題になりますが、この前文においては、ポイントの頭に黒い点を付ける必要はないと思っております。

この文章については、ホームページなどに掲載されて、専門家など様々な方が見られると思っております。その際に、なぜ、この黒い点を付けたのか疑問に思うと思っておりますので、こだわりたいと思っております。

高橋座長

もちろん、この黒い点は条例には付かないのですよ。

あくまで、検討の資料だから付いているだけであり、条例になる際には付かないです。よろしいでしょうか。

黒田構成員

それならば、了解です。

高橋座長

ありがとうございます。
他にいかがでしょうか。

安田構成員

先程の服部構成員の御意見を受けてなのですが、確かに、コミュニケーション障害のある方を含めて、様々な障害に応じたコミュニケーション手段を理解することは、この条例で大事なところだと思います。

しかし、前回の会議までに、手話は言語であることと、全ての障害のある方に関わって、特性に応じたコミュニケーション手段を理解していこうとすることの違いについて、皆様で共通理解したと思うので、その共通理解したことを、そのまま前文にまとめていくことが大事だと思います。

多少、テクニク的な部分はあるかと思いますが、もし、このような順番で出てくると、手話も結局全ての障害の様々なあるコミュニケーション手段の1つなのだと認識されてしまうと思います。もちろん、手話にもそういった側面もございますが、条例の名称における順番のとおり、まず、手話は言語であるとしっかり位置付け、その後に、コミュニケーションとしての手話の促進を記載していくべきであろうと思います。

宮川構成員

服部構成員と安田構成員の御意見のとおりだと思うのですが、前にも言いましたが、手話は日本語とは違う1つの言葉として認めてほしいというのがとても強いです。やはり、手話をろうあ者の言葉として認めた上で、コミュニケーションを持ってきてほしいです。

実際に手話を使っている方々の中には、手話を言語として使っている方もいれば、コミュニケーションの手段として使っている方もいます。なので、手話言語条例で求めている手話は言語であるということ为先に持ってきて、それからコミュニケーションにつなげていただいた方が、私たちから見たら、自然な流れだと思います。

高橋座長

並べ方の問題もありますが、ここに書かれている手話は言語であるということの表現については、どうでしょうか。

内容をよく読んでいただきたいと思います。3番目の項目に書かれていますが、内容的にはいかがでしょうか。まず、全体としてどうかということについて、伺いたいと思います。

安田構成員

今の案ですと、前段のコミュニケーション等を利用しやすい環境づくりを進めていく必要があるという記載を受けて、手話の話になっています。その文脈で、手話は言語であるという位置付けは今までの議論からずれているように思うのが1点ございます。

もう1点、違和感がある部分として、周囲の人が話す言葉を聞くことが困難な者が、手話及び日本語を獲得することが十分にできない状況があったと記載されていますが、ろう者など聞こえにくさを持つ方々が手話及び日本語を獲得することが十分にできないといった側面よりも、むしろ、御

自身が持っている言葉を選択できないがゆえに、様々な不利益をこうむってきたということや社会的ハンデを負ってきて、人権を行使できてこなかったということがあると思います。

全体的には良いと思いますが、この点だけ気になりました。

高橋座長

手話は言語であることへの理解の普及と、コミュニケーション手段の利用の促進という2つの要素を一本化した条例であり、元々この2つは異なったところもあるので、それが分かりやすいように、条例の名称どおり整理したらどうかということでした。

事務局の意見も伺いますが、皆様はこれでよろしいでしょうか。前文は、条例全体を県民の皆様に御理解していただくという点で非常に重要でもあります。

西尾構成員

前文の構成ですが、私は読んでいて非常に分かりやすいなという印象を受けました。

状況把握をして、最後に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するという流れは非常に良いと思います。

手話は言語であるということは、第1回目の会議からずっと言われていることで、それは尊重すべきことだと思います。ただ、流利的には今の案が分かりやすいと思います。

服部構成員

様々な御意見をありがとうございました。

私から1つ良い例をお示ししたいと思います。

例えば、兵庫県の明石市は、手話言語と情報コミュニケーションを一本化した条例を制定しております。この前文は、大きく2つの柱があります。まず、手話は言語であるということ。その次にコミュニケーション手段の促進です。それぞれに前文があります。その方が流利的に分かりやすく2つはっきり分かれた形になっていますので、この例を愛知県でも参考にしてみたいはいかがでしょうか。私から、この明石市の前文を皆様にお示しした方がよろしいでしょうか。

高橋座長

前回の資料2に、要約したものが掲載されているので、皆様御承知だと思います。

服部構成員

分かりました。ありがとうございます。

私たちは、この方が分かりやすく明確に書かれていると思います。流利的にもごちゃごちゃにならなくて、全体の流れを鑑みるとこの方が良いと思います。

高橋座長

様々な御意見がありましたが、他の方はもうよろしかったですか。

では、事務局として、今の議論を聞いて何かありますでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

安田構成員からの御意見については、今後、安田構成員に案文等についてお伺いをして、良いフレーズがあれば、そのフレーズで考えてまいりたいと思います。

また、明石市のようにという御意見もございましたが、明石市の条例と今回愛知県で制定する条例の考え方が少し違っております。明石市の条例は、手話言語条例と、要約筆記・点字等に関するコミュニケーション条例の二部構成となっております。従って、前文も二部構成になっています。それに対しまして、私どもが現在考えているのは二部構成ではなく、一部構成のものなので、そこを含めた上での前文になると思います。

高橋座長

私は、この最後の項目にある目的を最初に掲げてみてはどうかと思います。

例えばですが、私たちは、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しているが、手話は言語であるという認識が不足し、手話は言語であると認められなかった歴史がある。また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段にも様々なバリアがある。それを解消するためにこの条例を制定したいということを最初に掲げて、そして、手話言語の現状とコミュニケーション手段のバリアの現状を説明するという流れにすると非常にすっきりすると思います。そうしなければ、どちらの問題を先にするかということが議論になってしまうと思います。

なので、このような流れにできないか検討していただきたいと座長としては思うのですが、皆様いかがでしょうか。

皆様御意見もないということですので、事務局としてはいかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

御意見を参考にして、進めてまいりたいと思います。

高橋座長

ありがとうございます。

では、この件については、これで収めさせていただきたいと思います。

さて、次に総論についてです。総論の第2「定義」で①が新しく入って、第3「基本理念」も大きく変わってきています。皆様いかがでしょうか。

岡田構成員

第2「定義」を、資料のとおり細かく分けていただきましたが、②「コミュニケーション手段等」のAの中に、私たち発達障害のある方向けに、「実物や文字、絵などの視覚的支援」という文言を入れていただきたいと思います。

また、②のイの中に、コミュニケーションを図る上で重要となる重度障害者用意思伝達装置とあるのですが、ここに「ICT機器」という文言を入れることはできないのかお伺いしたいと思います。

障害福祉課 柴田補佐

定義につきましては、様々なものがございまして、どこまで記載していくのかという問題もございまして。

答えというものはないのかなと思っておりますが、御要望のございました、「文字、絵などの視覚的支援」を入れてほしいということと、用具についてはICT機器もということでした。この件については、法規担当課とも相談して、検討してまいりたいと思います。

岡田構成員

②のイにICT機器を入れることができるか検討していただけるということで、ありがとうございます。

ですが、②のアに、文字や絵などの視覚的支援を入れることについては必ずお願いしたいと思っております。発達障害のある方にとっては、この視覚的支援がコミュニケーション手段となりますので、ぜひこちらについてはお願いしたいと思っております。

高橋座長

では、これを踏まえて、事務局で検討をお願いします。

他に、いかがでしょうか。

亀井構成員

第2「定義」の②「コミュニケーション手段等」のアのところ、要約筆記等の文字の表示とありますが、要約筆記は、文字の表示とは切り離していただきたいと思っております。

要約筆記は、話の内容を情報として伝える手段ですので、文字の表示とは異なります。字幕などの文字の表示とは切り離して、書いていただいた方が正しいと思っております。

高橋座長

亀井構成員として、どのような案が良いと考えますか。

亀井構成員

私としましては、要約筆記の後の読点を入れていただいて、「手話、要約筆記、字幕などの文字の表示」とするのが良いと思っております。

もう1つございまして。第2「定義」の①に障害者の定義がございまして、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとあるのですが、障害があるために制限を受けるのではなく、社会的障壁があるために制限を受けるものだと思います。なので、「障害及び」の部分が不要に思います。いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

表記の部分については、全てを入れることはなかなか難しいと思っておりますので、御要望として受けたいと思っております。

次に、定義の部分については、これは障害者基本法からもってきています。障害者基本法では、

このような定義をしておりますので、日本全国どこでもこのような定義付けがされていると思っております。

亀井構成員

新たに入れるのではなく、読点を入れていただきたいと申し上げております。言葉が足らずに申し訳ございません。

牧野構成員

今のことに関係してですが、私は以前この場で、要約筆記は文字とは関係ないとの注意をいただきました。

そのような意見からすると、「要約筆記等の文字の表示」の中には文字も一部に入るものだと思います。ロール紙とかOHPとか書いて表示するものの中においては、文字も入ると思ってよろしいですよ。

亀井構成員

はい。

牧野構成員

前回注意をいただきましたので、改めて確認をとらせていただきました。

今の案での、「要約筆記等の文字の表示」とありますのを、「文字も含める表示」とした方が第三者から見て分かりやすいのではないのでしょうか。要約筆記等の文字の表示には、文字を含めるとした方が良いのではないのでしょうか。読点を入れてしまうと、文字だけが浮いてしまうように思います。

高橋座長

亀井構成員から、要約筆記と、その後の文字の表示がどのように違うのかということについて少し御説明いただけないでしょうか。

先程も少し御説明いただいたのですが、違う視点からもう少し御説明していただいた方が、皆様の心に落ちるかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

亀井構成員

要約筆記も、確かに文字で表しますので、文字の表示と思われるのも仕方ないと思います。

しかし、要約筆記というのは、ただ文字を表示するのではなく、聴覚障害の方が情報として受け取ることができるように要約して伝えることです。例えば、話し言葉をそのまま羅列するだけでは要約筆記にはなりません。ただ文字を羅列して表示するだけでは、聴覚障害の方の人権保障の手段にはなり得ないという認識があることから、文字の表示ではないということを言いたいのです。

このようなことがあるので、要約筆記も1つのコミュニケーション手段であるのです。

牧野構成員

私も勉強させていただきまして、そのことは理解しているつもりです。

しかし、それでは一般の方になかなか理解してもらえないのではないかと思います。一般の方への浸透という意味で、文字の表示の一部とした方が良いと思いました。

亀井構成員

このことについては、実際の利用者である黒田構成員からの御意見を伺った方が良いと思います。

黒田構成員

亀井構成員から御指名がありましたので、私から少し説明させていただきます。

要約筆記は、手話と同じように、情報保障手段の1つでありますので、亀井構成員の御意見のとおりに、②のアの部分においては、要約筆記の後に読点を入れていただくのが妥当であると思います。

この件とは別ですが、その後の、「代筆及び代読その他の障害者が他人との意思疎通を図るための手段」とあるのですが、このままでは、「その他」というのが「障害者」にかかってしまいます。その他の障害者という意味になってしまいますので、具体的には、「代筆、代読、障害者が他人との意思疎通を図るためのその他の手段」とした方が良いと思います。

高橋座長

文章表現は的確でなければならないと思います。今、的確性について様々な御意見が出ているのだと思います。なので、いただいた御意見を参考に、事務局で検討していただきたいと思います。もう少し文章を練って、的確性を高めていただければと思いますが、いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

障害者総合支援法や障害者基本法の書きぶりを参考にしなければならないと思いますので、そちらを見ながら、検討してまいりたいと思います。

次に、要約筆記の捉え方ですが、例えば、先程服部構成員から御意見のありました明石市の条例を見ますと、「手話、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳」などと表記されております。また、同じく手話に限らない幅広いコミュニケーションを対象としている習志野市の条例では、要約筆記というのが定義に入っていません。最後に、小野市では、「手話、要約筆記、点字、音訳」としているように、三者三様の捉え方をしておりますので、一般的にどのような捉え方をしているのか迷うところもございます。何かオフィシャルなもので、要約筆記の定義付けをしているものがありましたら、御提供願いたいと思います。

高橋座長

ありがとうございました。

そういうことですので、また、何か良い案がありましたら、事務局に御提示していただければと思います。

私から1つ。先程の手話言語の部分ですが、手話は、私たちが使っている音声言語とは異なって、視覚言語です。「視覚言語」という言葉がどこかに入ると、比較的明瞭になるとと思いますので、どこ

かにキーワードとして入れていただきたいという希望がありますので、よろしくお願いします。

安田構成員

今の座長さんの御意見については、定義の①、②の中に入れてみてはどうかと思いました。

高橋座長

確かにそうですね。

誤解されやすいことについては、定義の中に入れるというのも1つの方法かなと思います。このことについては、事務局いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

定義の中に書くのか、それとも前文の中で手話の様態について書いている部分もございますので、また検討してまいりたいと思います。

高橋座長

事務局も法規を担当している部署と折衝しているので、なかなか苦労していると思いますが、よろしくお願いします。

総論についてはこれでよろしいですか。前回と比べて、中身も膨らんで良くなったと思います。

では、次に、「責務及び役割」に移りたいと思います。第5の「県民の役割」の中に、手話に係わる者は、自主的に手話言語の普及に努めるものとするという記載が新たに加わっていますが、その他の部分は以前の案と大体同じように思います。皆様いかがでしょうか。

服部構成員

以前のワーキンググループでも意見を出させてもらいましたが、手話は普及だけではなく、環境の整備も大切かと思えます。

以前のワーキンググループで、手話ができる人が身近になくて、一人寂しく暮らしている高齢の聴覚障害の方がいるとお話しさせていただきました。このような状況を踏まえ、環境整備をしてほしいと意見を出させていただきましたが、今の案には入っていないように思います。このことについては、どのようなお考えであるのかお伺いしたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

前回、グループホームなどの集いの場所が必要などといった御意見をいただきましたが、それは個々の事業でやるべきこととっております。

施設整備に関しては、県が10分の10出すことはありませんので、記載するのであれば、施設整備費の助成を行うといったことになるかとは思いますが、しかし、この条例の中に整備費の助成について書き込むのは、少し毛色が違うと言いますか、個々の施策の中でやるべきことと思ひ、現在の案には反映していないところでございます。

安田構成員

1点質問させてください。

手話に係わる者は、自主的に手話言語の普及に努めるものとするに記載されていますが、どういった意味合いで、「自主的に」という言葉を付けたのでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

当然、県も手話言語の普及、知識の啓発に努めていくわけですが、現に手話を使っている方々及び手話に係わっている手話通訳の方々等も一緒になって取組を進めていきたい。それぞれで取り組んでいる事業もありますので、そういった意味合いを込めて付けさせていただきました。

安田構成員

趣旨は分からなくもないですが、あえて県の条例にこのように記載されてしまうと、県のバックアップはないと捉えかねないと思います。そういった誤解が生まれないように留意していただきたいと思います。

高橋座長

この項目自体が不要なのか、それとも「自主的に」の部分だけ取れば良いのか、どちらでしょうか。

安田構成員

逆に、愛知県で、実際に手話に係わっておられる方の御意見を聞きたいと思います。

高橋座長

それでは、服部構成員いかがでしょうか。異論等はございませんでしょうか。

服部構成員

この文章だと、自分から進めてやるといった印象を受けます。県が責任を持って、一緒にやっていくのであれば、「自主的に」という言葉は不要だと思います。

高橋座長

「自主的に」という言葉だけ取れば良いということですね。

他にいかがでしょうか。

宮川構成員

こういったことに関しては、私たちはずっとやってきていますので、あえて「自主的に」という言葉を付ける必要はないと思います。

別件ですが、「手話言語を獲得できる環境の整備」という文言は入れていただけないでしょうか。

高橋座長

それについては、後に出てくる施策に関することではないでしょうか。
事務局いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

ろうあ連盟が出している県ベースの手話言語モデル条例というものがございまして、そこの中には、明確に条文を設けて、ろう者による普及啓発として、「ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念の理解を深めるため、自主的に普及啓発活動を行わなければならない。」とされております。このモデル条例も踏まえて、そういった御意向もあるものだと思って、現在のような条文にさせていただいたところでございます。

次に、宮川構成員の御意見については、責務や役割といったものではなく、個別の施策になりますので、具体的には、第8条以降の御議論になるかと思えます。

高橋座長

ろうあ連盟のモデル条例を踏まえたということでしたが、いかがでしょうか。

服部構成員

実は、私も全日本ろうあ連盟の役員であります。その上で、発言させていただきます。

このモデル条例については、あくまで最低限のモデルを記載しているだけで、実際に策定する時は、その県に合った条文を付けて良いとされています。愛知県の現状を見て、それに合った条文が入れば、それで良いと思いますので宮川構成員の御意見の環境整備についても入れて良いと思います。

話が前後してしまいましたが、「自主的に」に関する御意見については、その条文全てを取る、あるいは「自主的に」の部分だけ取るのどちらかにしていただきたいと思えます。

牧野構成員

現在は、障害者総合支援法が成立して、知的障害のある人も国から補助を受けたりして、安定して暮らせる環境の整備が整ってきています。その中には、県の補助金などもあって、様々な施設を作ってまいりました。また、私も1事業者として、法人の運営等に対して県から補助金をもらっていました。

「責務及び役割」で、県、県民、事業者とそれぞれ役割などが記載されていますが、県民の部分だけ、なかなか理解にしくく、この項目自体なくても良いのではないかと思います。

高橋座長

この「県民の役割」の項目自体、わざわざ書く必要がないのではないかとということですか。
事務局いかがでしょうか。県民の役割もなかなか重要なところだとは思いますが。

障害福祉課 保木井主幹

県民の皆様が理解するというのが大原則だと思いますので、この項目自体を取ることはできないと思います。

高橋座長

ありがとうございました。様々な御意見が出て、良いかなと思います。

では、次に移っていきたいと思います。資料の最後に記載してありますが、愛知県障害者施策審議会には今まで部会はなく、重要な案件が出るたびにワーキンググループを設置して、そこで検討してきました。愛知県障害者施策審議会条例というものがありますが、実はそこにも部会の設置に関する規定はありませんので、常設と言いますか、テーマを絞って部会を設置するということは今までありませんでした。

こういったことも含めて、基本的な施策について、皆様から御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

岩間構成員

第10「情報発信」のところを確認なのですが、県の職員で、点訳者や手話通訳者がいるのか確認させていただきたいと思います。

なぜかといいますと、例えば、災害時などの緊急の場合。他に、以前私が名古屋市に対して、身体障害者手帳の内容を点訳してほしいと依頼した際には、名古屋市には点訳者等がいらっしやっただので、こういった機密情報についても対応していただくことができました。こういったことを考え、県の職員に点訳者や手話通訳者がいるのか確認したいと思いました。

障害福祉課 保木井主幹

手話通訳者については、嘱託職員で1名分の枠がございます。

点訳者については、職員でいないのが現状です。

岩間構成員

点訳者は条例制定後もいないままでしょうか。県からの情報発信を記載しているのに、点訳者がいない状況はどうなのかなと思い、質問させていただきました。

高橋座長

点訳者の配置や手話通訳者の増員等を検討してほしいという御意見だったかと思います。

条例というのは、基本的な方針を定めるものでありますから、このような具体的な御要望については、県の障害者計画に盛り込んでいくことを検討したり、皆様から御了承いただければですが、この障害者コミュニケーション部会で詰めていくことかなと思います。

他にいかがでしょうか。

西尾構成員

「県の責務」に記載されていますが、県は市町村と連携を図りながら協力して、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策の推進に取り組むものとするというところで、前回、私から発言させてもらいましたが、地域間格差、愛知県内でも名古屋市に住んでいれば補装具を受けられるのだが、他の市町村では受けられないといった現状があります。

それを受けて、第14「財政上の措置」の中で、地域間格差がないような、どこに住んでいても一定の財政上の措置が受けられるような、例えば、「県は、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用の促進に関する施策を推進するため」の後に、「市町村と連携を図りながら」という文言を入れることはできないでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

「市町村と連携を図りながら」という文言を入れることができるかどうかについてですが、県と市町村はそれぞれ独立した自治体でありますので、県の条例が市町村を縛るのはよろしくないというのが今の考え方です。

それが連携という言葉であっても、市町村の財政的な問題を左右しかねないと思いますので、県の条例には、なかなか書きにくいところではあります。

西尾構成員

責務のところには入れていただいたものですから、やはり、私どもとしては、コミュニケーション手段等の「等」の部分で、今回参加させていただいたかと思います。この用具は命綱になります。これがないと外部とコミュニケーションをとることができませんので、生きる意味や意義がなくなってしまいます。どこに住んでいても補助を受けることができるように、多少なりとも、ここに盛り込んでいただきたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

今の御提案の中で、それが本当にできるかどうかは別の財政議論があるのですが、施策として、市町村と連携することは十分可能であると思います。

しかし、それを実際に市町村が進めるに当たって、例えば、市町村が要する費用の2分の1を県が補助する場合の県の財政的措置が、第14「財政上の措置」の意味合いになってきます。従って、市町村との連携を進めていく中で、県の負担が生じるものについては、この第14で読み込みます。しかし、市町村がその事業をやることによって、発生する市町村の持ち出し分については、この条例の中で縛ることができないということで、御理解をいただきたいと思います。

岡田構成員

第10「情報発信」の2つ目の項目で、「県は、障害者が災害時において必要な情報を取得することができるよう」という記載があるのですが、ここの「障害者」というのを、「障害者、障害者の家族及び支援者」とすることはできないでしょうか。

知的障害のある方は、本人が情報を得ても、実際に動くことができない方も多いので、家族及び

支援者も入れていただきたいと思います。

防災危機管理課 黒原補佐

この条文にだけ家族等を入れると、他の条文とのバランスの問題がありますので、その辺も踏まえて、検討したいと思います。

高橋座長

障害のある方が一人で避難することも少ないと思いますので、そういった現実も踏まえて、検討いただきたいと思います。

他にいかがでしょうか。

安田構成員

第11「学校における対応」について、大きく、2つの意見と1つの質問があります。

まず、2つの項目とも、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等の利用を必要とする児童又は生徒や、手話により日常生活又は社会生活を営もうとする児童、生徒が通学するなど該当の生徒等が通っている学校のみを対象にしたものでありますが、本来は、全ての小学校、中学校等の学校で、手話を使っている方々、あるいは全ての障害や難病や疾患がある様々な方々が、それぞれ特性に応じたコミュニケーション手段を持っているということ、全ての児童、生徒に理解してほしいことではないかなと思います。まず、これを前提とした上で、そうした生徒等が通っている学校の設置者は、それぞれのとあるべきではないかというのが私の思いです。

次に、コミュニケーション手段とか、技能とか、スキルとかは、先程、吉川構成員がおっしゃられたように、周囲の理解があってこそその技能等だと思っています。だから、障害の特性に応じたコミュニケーション手段等に関する教職員の技能の向上ではなく、もちろん、技能の向上にも努めなければならないと思いますが、教職員の知識、理解及び活用技術の向上に努めなければならないとすべきであると思います。

最後に、質問ですが、2つ目の項目で、あえて「学習指導要領の範囲内」と付けたのは、手話の時間など、学習指導要領に記載がないものがいきすぎないように、歯止めをかけたかったという意味合いで良かったのか、お伺いしたいと思います。

あと、蛇足かもしれませんが、2つ目の項目ですが、手話が言語であることの理解を深めるため、学習の機会の提供というのはよく分かるのですが、「並び」でつなげてある、保護者に対する教育に関する相談への対応及び支援に努めるとどうつながっているのか、理解しにくいと思います。

特別支援教育課 伊藤補佐

大きく4点ほど、御意見いただきました。

まず、1点目ですが、該当する児童、生徒が通う学校のみが対象になっているという御指摘でしたが、現在、各学校の校長に対して、この条文を送付して意見を聞いておりますので、その意見を踏まえて、障害福祉課及び教育委員会で検討してまいりたいと思います。

次に、技能の向上の前に、知識・理解の向上という御意見については、ごもっともであると思いますので、学校現場の意見を踏まえながら、適切な文言を考えてまいりたいと思います。

次に、学習指導要領の範囲内ということに関してですが、安田構成員もよく御存知であろうかと思いますが、学校は、まず文科省から示された学習指導要領に記載されていることを行わなければならないので、その部分で逸脱がないようにという意味合いでございます。ただ、もちろん、障害の有無にかかわらず、全ての児童等に理解を深めてもらうことが大事だと思っておりますので、例えば、小学校、中学校、高等学校でもある「総合的な学習の時間」の中で広くやっていただくとか、特別支援学校であれば、自立活動という領域がありますので、そこで時間を確保するなどが考えられます。

最後の保護者に対する教育に関する相談への対応の部分については、現在、聾学校等を中心に、就学前の幼児の相談を行っておりますので、そういったことも引き続きしっかりやっていくという意味で記載させていただきましたが、分かりづらいという御意見もいただきましたので、言葉の使い方について、今後整理してまいりたいと思います。

宮川構成員

質問ですが、第9「人材の養成等」の中で、意思疎通を支援する者の養成と記載されていますが、具体的に、こういったものをお考えなのかお伺いしたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

具体的にいえば、手話通訳者、手話奉仕員、点字・点訳奉仕員が、現状の制度の中での養成であります。

それ以外については、様々なボランティアサークル等があるかとは思いますが、そういった個別の取組については、市町村と連携しながら、こういったものがあるのか今後詰めていく必要があると思っております。

宮川構成員

前にも言ったと思うのですが、「支援する者」という言葉にすごく引っかかります。

手話通訳者を考える時に、意思疎通を支援する者という見方ではないと思っております。例えば、介護職などは、支援者とは呼ばないですね。手話通訳者の身分保障をお願いしたいという気持ちが強いのですが、支援者という枠組みでは、身分保障につながらないと思います。

具体的にどういった表現が良いのか私には分かりません。ですので、支援者とは、具体的にどういったものであるのかお伺いしたかったのです。

高橋座長

では、点訳者については、この表現でよろしいでしょうか。

山本構成員

特に、抵抗はありません。

高橋座長

そうですか。ありがとうございます。

では、事務局いかがでしょうか。

障害福祉課 保木井主幹

支援者という表現については、障害者総合支援法の中で、手話通訳、要約筆記、盲ろう者向けの通訳介助については、意思疎通支援とされております。したがって、この条例では、「意思疎通を支援する者」と表現しております。

高橋座長

私は素人ですが、条例は、国の法律の範囲内で作るものだと思っています。ですから、条例で使う用語の意味については、上位にある国の法律における意味を踏襲したものでなければなりません。だから、コミュニケーションという意味も、一般的に使われているコミュニケーションの意味合いではなく、国の法律の中で規定されているコミュニケーションの意味合いになります。国の法律における意味合いから外れて、自由に定義や用法を定めて、条例は作られるものではなく、国の法律との整合性を常に図る必要があります。

そういったことを踏まえながら、事務局から説明がなされているのだと思います。

黒田構成員

今お話しになっている第9「人材の養成等」の中で、「意思疎通を支援する者」についてですが、先程の障害福祉課の保木井主幹様の説明で、要約筆記のことが抜けておりましたので、しっかりと要約筆記者も含めていただきたいと思います。

また、私は、今こうやって書いてくださる方を支援者として考えておりますので、この文言を使われることに抵抗はありません。ただ、手話関係の方々は、これについてこだわりを持っているということは分かりました。

障害福祉課 保木井主幹

後の説明では、要約筆記も含めておりましたが、最初の説明では、要約筆記が抜けておりました。申し訳ございません。

高橋座長

ありがとうございました。

様々な御意見をいただきましたが、支援者という表現について、宮川構成員いかがでしょうか。障害者総合支援法で書いてある範囲内で、記載しているということです。

宮川構成員

それについては、よく分かりました。

ただ、手話通訳者について考えると、福祉の世界だけではないということがあつたりします。その辺りの兼ね合いと言いますか、聞こえない方の生活全てに関わっていくと考えると、福祉の世界

だけでは収まらないと思うので、やはり「支援」という言葉はひっかかるのですが、御説明は分かりました。

高橋座長

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。

服部構成員

2つあります。

まず、第9「人材の養成等」のところですが、養成は当然なのですが、養成で終わるのではなく、手話通訳者は、要約筆記者や盲ろう者向けの点訳者も含めて、健康の部分、健康を守るということもこの項目の中に入っているという理解でよろしいでしょうか。

2つ目は、第11「学校における対応」のところですが、ここに入るかどうか分からないのですが、県の事務局に人工内耳について意見を出させていただきました。

聞こえない子どもが生まれたら、聞こえる親は、まず病院に行くと思います。それが現状の流れになっています。結局、病院では、人工内耳を薦めるところが多いです。私たちの団体としては、人工内耳について、賛成の立場でも、反対の立場でもありませんが、生まれてすぐに人工内耳の手術を受けるのではなく、成人した聞こえない方の社会行動を見て、人工内耳を付けるべきかどうか判断する環境を作ってほしいという意見を出させてもらいましたが、条例にはどこにも記載がありません。その辺りは、どうなっているのかお伺いしたいと思います。

障害福祉課 保木井主幹

まず、1点目の手話通訳者等の健康について、この項目に入っているかという御質問ですが、広い意味では入っていると御理解していただければと思います。ただし、この条例では、あくまで支援者の養成であって、養成者の健康まで担保しているものではないと考えております。

次に、人工内耳については、日本耳鼻咽喉科学会が2014年に、「小児人工内耳適応基準」を示しております。その中でも、手話などの音声を用いないコミュニケーションの選択についても、可能な限り情報提供が行われるべきであるとされております。それで、実際に、私も青い鳥医療療育センターの耳鼻咽喉科の別府先生から、実際にお話を聞いてまいりました。

現状ですと、新生児聴覚スクリーニングテストを生後数か月のところで行い、その後、生後6か月までに、県内7か所の精密聴力検査機関で、精密検査を行います。そこで、聞こえないことが分かりますと、生後9か月から12か月までの間で、人工内耳を埋め込み手術を行うことができる県内6病院で検討していくことになるという流れがあるそうです。

このように、全ての方に人工内耳の埋め込みをするということはないと伺っております。

人工内耳を埋め込んだ後のリハビリテーションに随分時間がかかること及び高額な医療機器であるということから、親御さんを含めて、そういった訓練ができるかどうか、機器のメンテナンスを行うことができるかどうか、更に重要なこととして、医学的に聴力の回復が見込まれるかどうかを勘案して、選択肢の1つとして人工内耳を設定しているとのことでした。

また、愛知県の場合ですと、両方の耳に人工内耳を埋め込むわけではなく、片耳を原則としてお

ります。なぜ、片耳かと言いますと、医療の進歩により、更に良い機器が出てくるかもしれないこと及び小学校や中学校に進級していく段階で、本人の選択の自由と言いますか、本人が人工内耳ではなく手話でやっていきたいという要望があった時に対応できるようにしたものであります。

以上、御紹介をさせていただきました。

高橋座長

日本耳鼻咽喉科学会としては、人工内耳一本ではなく、手話等の他の選択肢についてきちんと対応できるようにしているという見解を出しているわけですね。その上で、現場としては、人工内耳を全ての子どもに実施するのではなく、状況を踏まえて、選択肢の1つとしてやっているということだったかなと思います。

1つ、私の知っていることを申し上げますと、手話は言語であるという法律を制定して、全ての聾学校で、手話をコミュニケーション手段として、早期から取り入れている国としてデンマークがあります。そういう意味では先進的な国ではあるのですが、実は、デンマークでは、ろうで生まれた子どもの99パーセントが人工内耳をしています。最も進んでいるデンマークでも、手話は消えようとしているという現実があります。ですから、法律をいくら作っても、実際に親御さんがそのように判断してしまえば、法律は何の役にも立たないということです。やはり、別の選択を耳鼻咽喉科の先生から言っていただいて、そして、手話が安定的に継承されていかないと、手話が消滅してしまうという危機感があるのだと思います。そういったことを踏まえての御意見と私は理解しております。

私たちの日本語でもそうですけど、言葉が継承され発展していくためには、次世代がその言葉を使ってくれなければ、そして、言葉を使う場というのが保障されなければ、消えていってしまいます。これは、日本語であろうと、英語であろうと同じですが、そういったことがあります。

これは私見ですが、障害者コミュニケーション部会が設置されれば、その専門委員の中に、愛知県の耳鼻科医会代表の先生にも入っていただいて、そこで対話ができるような環境設定をすることがとても大切であると思います。もちろん、他の障害のある方々についても、人権と多様性を保障されるような方向に向けて、色々な場面で働きかけていくことが必要であると思います。少し付け加えさせていただきました。

かなり時間が過ぎてしまいましたので、この辺で条例の要綱案の検討について終わらせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。様々な御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、特別に発言されたいという方もないと判断させていただきます。3回にわたって、皆様には熱心に御議論いただき、本当にありがとうございました。おかげさまで、随分と検討を深められたと思います。

ワーキンググループはこれで終わりになります。この後に、更に事務局で御検討いただいて、親会議である審議会で、また検討していただくこととなります。審議会では、ワーキンググループの検討を踏まえて、できれば全国的にも誇れる条例になるように検討を進めていければと思っております。では、これを持ちましては、会議を終了したいと思います。

11 閉会（渡辺補佐）

本日はお忙しい中、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

構成員の皆様方におかれましては、本県の障害者支援施策の推進につきまして、引き続き御支援、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

以上で、平成28年度第3回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループを終了した。